

## 高津区「区の木・区の花」シンボルマーク使用承認要領

制定 令和5年1月1日

(趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が高津区「区の木・区の花」シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領においてシンボルマークとは、平成14年に制定されたものをいう。

(使用手続き)

**第3条** シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高津区「区の木・区の花」シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、シンボルマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、高津区「区の木・区の花」シンボルマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、区長は、使用の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

3 前項に定める使用の承認にあたっては、区長は必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

**第4条** シンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークを変形し、または、他の図形や文字と重ねて使用しない。
- (2) シンボルマークの色は、原則として指定された色を使用する。

(使用承認しない場合)

**第5条** 区長は、次の各号の一に該当するときはシンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
- (2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合
- (3) 区の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
- (4) 区が行う事業または、区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
- (5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (6) その他区長が適当でないと認める場合

(所管)

**第6条** この要領の所管は高津区役所まちづくり推進部企画課とする。

(その他)

**第7条** その他必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。